

(別添1)

(子ども・子育て支援特別会計分)

令和8年度 子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題（一次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
特会 1-01	病児保育の実施状況等に関する調査研究
特会 1-02	企業主導型保育事業における事業の在り方及び指導・監査の効率化に関する調査研究
特会 1-03	一時預かり事業の実施状況に関する調査研究
特会 1-04	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施状況に関する調査研究
特会 1-05	児童手当の評価手法に関する調査研究
特会 1-06	放課後児童クラブにおける支援を要するこども・家庭の実態把握及び支援のあり方に関する調査研究
特会 1-07	学校等の公共施設を活用した放課後児童クラブにおけるこどもの生活環境に関する調査研究
特会 1-08	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の効果的・効率的な実施体制の構築と相談支援環境の充実に向けた調査研究
特会 1-09	子育て世帯訪問支援事業の質の向上に向けた研修カリキュラムの検討に関する調査研究
特会 1-10	親子関係形成支援事業の実施状況と事業促進にむけた調査研究
特会 1-11	産後ケア事業の体制整備及び指標に関する調査研究事業

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-01</p>	<p>病児保育の実施状況等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>病児保育については、感染症の流行の状況等により利用児童数の変動が大きく、安定的な運営が課題となっている。また、提供体制や取組内容に地域差が生じている状況がある。</p> <p>こうした課題に対応するため、病児保育事業（地域子ども子育て支援事業）において、利用児童数によらない基本分単価の拡充やキャンセル対応加算の創設、感染症対応加算の創設等を行うとともに、都道府県の関与やICT化も含めた広域連携を推進するなど、取組を進めてきているところ。</p> <p>病児保育事業の実施状況をみると、実施か所数は近年体調不良時対応型を中心に増加傾向にあり、利用も増大している。また、企業主導型保育事業においては病児保育加算が設定されているが、同加算の取得も増加傾向にある。本調査研究においては、病児保育の地域の提供体制の状況や実施施設の運営状況等について調査・分析を行うことにより、今後の施策の充実に向けた検討に資する知見を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>病児保育の実施状況等の実態を把握するため、自治体（都道府県・市区町村）、病児保育事業所、利用者等に対して調査を実施する。</p> <p>（1）提供体制の状況及び運営状況等を把握するためのアンケート調査（自治体・事業所・利用者等）</p> <p>自治体（都道府県・市区町村）における、広域連携の状況や企業主導型保育を含めた地域の提供体制の状況や、実施施設の職員の体制や業務内容、ICTの活用状況、経営状況を含めた運営状況等に関する基礎的なデータ・事例の収集を行う。利用者等に対する支援の状況や病児保育のニーズに関するアンケート調査も実施する。</p> <p>（2）病児保育を実施している事業所及び自治体へのヒアリング（20カ所程度）</p> <p>上記（1）で収集した情報の中から、広域連携を含めた地域の体制づくりや、ICTの活用や体制など事業所の運営、利便性の向上等に関する先駆的な取組について、その具体的な実施方法や実施に当たっての工夫・課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>（3）研究会の設置・開催</p> <p>（1）及び（2）を進め、その結果を分析し課題等を整理するため、学識経験者、自治体職員等で構成される検討会を設置・開催する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>

<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の地域の提供体制整備の状況や実施施設の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取組事例や課題などをまとめた報告書（A4版、概要版含む） ・病児保育における広域連携や企業主導型等の取組に関する好事例集 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 保育医療対策係 03-6858-0056</p>

令和 8 年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p style="text-align: center;">課題番号 特会 1 - 0 2</p>	<p style="text-align: center;">企業主導型保育事業における事業の在り方及び指導・監査の効率化に関する調査研究</p>
<p style="text-align: center;">調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>【背景：事業の節目と新たな課題】 企業主導型保育事業は事業創設から間もなく 10 年を迎え、待機児童対策としての量的拡大のフェーズから、質の確保のフェーズへと転換期にあり、具体的には、病児・病後児保育や夜間保育等の多様な保育ニーズへの対応が求められている。また、利用児童数の減少傾向や、特定の地域等に顕著に傾向が表れ始めているといった状況にないものの、今後、児童数全体の減少は確実とみられるため、これに伴う施設や利用児童の減少を見込んだ制度設計を現段階から行っていくことが重要である。このため、事業の持続可能性を確保し、限られたリソースを保育の質や機能強化に振り向ける上でも、現場の過度な事務負担となっている指導・監査業務（自治体と実施機関の重複）を見直し、効率的かつ実効性の高い実施体制へ再構築する必要がある。</p> <p>【目的：持続可能な制度設計と監査モデルの確立】 本調査は、事業創設 10 年を迎える事業の現状把握と次期基準改正に向けた基礎資料を得るため、以下の 2 点を主たる目的として実施する。</p> <p>1. 多機能化と事業継続性の検証（制度面） 定員充足率の低下等の経営環境の変化に直面する事業者の事業継続意向を把握するとともに、病児保育加算等の利用実態（地域計画との整合性を含む）を検証し、多様な保育ニーズに対応するための制度的課題を抽出する。</p> <p>2. 指導・監査の効率化・高度化の実証（実務面） 自治体と実施機関の「監査様式の統一」及び「役割分担（共通項目の確認省略）」による効率化スキームを構築・実証する。併せて、ICT 機器（カメラ・センサー等）を活用した午睡チェック等の代替手法について、過去の指摘データを踏まえた安全性検証を行い、実地監査の工数削減と質の担保を両立する新たな監査基準（ガイドライン）を策定する。</p>
<p style="text-align: center;">想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 全施設対象アンケート調査（機能強化・事業継続性関連） 対象： 全企業主導型保育施設（約 4,000 か所への悉皆調査） 手法： Web アンケート方式 主な調査項目： 経営実態：直近の定員充足率、収支状況、今後の事業継続意向（10 年経過後の廃止・転用・継続の判断）、施設の修繕・設備更新の予定と課題。 多機能化：病児・病後児保育、体調不良児対応型等の加算利用状況と阻害要因、その他加算の活用実態。夜間保育等多様なニーズへの対応意向、受入可能人数、課題意識（職員配置、事務負担等）。</p>

	<p>2. 指導・監査効率化に向けた実態調査及びモデル事業・実証研究 協力機関・対象： 実施機関（公益財団法人児童育成協会）、自治体（全自治体への悉皆調査及びモデル自治体3か所程度）、当該モデル地域の企業主導型保育施設</p> <p>内容： 様式統一と役割分担の実証（実施機関・自治体連携）： 監査項目を「共通項目（自治体確認済なら実施機関は省略）」と「企業主導型独自項目」に区分した「新・統一監査チェックリスト（案）」を作成する。全自治体向け調査で監査の実態把握を行うと共に実際に実施機関と自治体が連携してモデル監査を行い、情報の共有方法や監査時間の短縮効果（従来比30～50%減を目標）を検証する。</p> <p>ICT活用による代替手法の安全性検証： 午睡チェック等において、カメラやセンサー、Zoom等を用いた遠隔確認を実施し、目視確認と比較した際の「異常検知の精度」や「死角の有無」を検証する。過去の指摘データを分析し、ICTで代替可能な業務範囲（巡回頻度の低減等）を特定する。</p> <p>3. 有識者検討会の設置・開催 構成： 学識経験者（保育学、リスク管理）、自治体担当者、公認会計士、実施機関（公益財団法人児童育成協会）等</p> <p>内容： アンケート結果の分析、統一監査チェックリストの精査、ICT活用における安全基準（ガイドライン）の策定、次期基準改正に向けた論点整理を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査研究報告書（A4版、概要版含む） ※電子媒体及び紙媒体で提出すること 2. 企業主導型保育事業 指導・監査実施ガイドライン改訂素案（自治体・実施機関連携マニュアル、ICT活用時の安全管理基準、優良施設認定基準案を含む） 3. 新・統一監査チェックリスト（案）（自治体との「共通項目」と企業主導型「独自項目」を色分けし、確認省略ルールを明記したもの） 4. アンケート調査等の集計データ一式（単純集計表、クロス集計表、及びローデータ ※CSV形式）
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 認可外保育施設担当室 基準評価係 （代表）03-6771-8030 （内線）0129</p>

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-03</p>	<p>一時預かり事業の実施状況に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>一時預かり事業については、地域子ども子育て支援事業として、地域の実情に応じて実施され、実施の有無や実施体制・実施内容等について、様々な状況がある。子育て家庭を支える重要な事業として、実施体制の確保や、利便性の向上、安全性の確保を含めた質の向上等の取組を各地域で進めていくことが求められる。</p> <p>また、令和8年度からは、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的とした乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が全国で本格実施される。同制度と一時預かり事業は、制度目的にあわせて利用されることとなるが、一時預かり事業とは利用対象者が重なる部分もあり、自治体・施設で様々な形で運用が行われることが想定される。</p> <p>本調査研究では一時預かり事業の取組状況を把握するとともに、子育て家庭への支援として一時預かり事業を積極的に実施している事例を収集し、好事例集を作成することにより、効果的な事業実施につなげるとともに、事業の充実にに向けた検討に資する知見を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>一時預かり事業の取組状況について把握するため、一時預かり事業実施市町村及び実施施設、利用者等に対して調査を実施・分析するとともに、他の自治体・施設の参考となる取組事例の収集を行う。</p> <p>(1) 取組状況及び事例の調査（全市町村、一時預かり実施施設、利用者等） 全国の一時預かり事業の実施状況に関する基礎的なデータ（経営状況を含む）及び事例の収集を行う。</p> <p>(2) 自治体や実施施設へのヒアリング（20 か所程度） 上記（1）で収集した情報の中から、実態体制の確保や利便性の向上に資する取組や、こどもの成長を支えるとともに保護者の子育てに寄り添った質の高い支援、こども誰でも通園制度との目的に応じた運用・対応等に関する先駆的な取組について、その具体的な実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>(3) 研究会の設置・開催 (1) 及び（2）を進め、その結果を分析し課題等を整理するとともに、好事例集を作成するため、学識経験者、自治体職員等で構成される検討会を設置・開催する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>・調査結果や検討会等の結果等をまとめた調査研究報告書（A4版、概要版含む）</p>

	<ul style="list-style-type: none">・一時預かり事業の実施に関する好事例集 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局保育政策課 地域保育係 03-6858-0078

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-04</p>	<p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施状況に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして創設された「こども誰でも通園制度」について、令和8年度から、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、利用可能時間月10時間を基本として、全国で本格実施される。</p> <p>令和7年度、この本格実施に向けて有識者による検討会（令和7年度こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会）で議論が行われたが、その取りまとめにおいては、令和8年度の制度の在り方とあわせて、中長期的な課題として、利用可能時間、公定価格、こども誰でも通園制度の対象者の在り方や見直しの検討の必要性とともに、制度の効果検証を行っていくことが必要である旨示されている。</p> <p>本調査研究は、こども誰でも通園制度の実施状況や効果・課題等の把握・分析、好事例の収集等により、制度や運用の改善の検討に資する知見を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>こども誰でも通園制度の実施状況や効果・課題等について把握するため、自治体及びこども誰でも通園制度実施施設、利用者等に対して調査を実施・分析するとともに、他の自治体・施設の参考となる取組事例の収集を行う。</p> <p>（1）取組状況及び事例の調査（全市町村、こども誰でも通園制度実施施設、利用者等）</p> <p>全国のこども誰でも通園制度の実施状況に関する基礎的なデータ（経営状況や制度実施によるこどもや子育て家庭等への効果の検証に資する情報を含む）及び事例の収集を行う。</p> <p>（2）自治体や実施施設へのヒアリング（30か所程度）</p> <p>上記（1）で収集した情報の中から、実施体制の確保や利用の促進に資する取組や、こどもの成長や子育て支援に資する先駆的な取組等について、その具体的な実施方法や実施に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行う。</p> <p>[想定される取組例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の確保に関する取組（自治体における取組、施設における取組） ・利用者の利便性向上に関する取組（総合支援システムの活用、広域利用の事例など） ・共通事項に関する取組事例（安全確保、事故防止、食事提供の事例など） ・保育の質を高めるための取組事例 ・特別な配慮が必要なこどもへの対応の取組事例（障害児、医療的ケア児、要支援家庭など）

	<ul style="list-style-type: none"> ・通園初期の対応における取組事例（事前面談、親子通園、慣らし保育など） ・職員の資質向上や業務負担軽減に関する取組事例 ・関係機関との連携の取組事例 ・実施事業類型ごとの取組事例 ・他事業や類似事業との関係性の事例 など <p>（３）研究会の開催</p> <p>（１）及び（２）を進め、その結果を分析し課題等を整理するとともに、好事例集を作成するため、学識経験者、自治体職員、保育関係者等で構成される研究会を設置・開催する。なお、制度の実施運営や効果の検証に資する指標についても検討することとする。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果や検討会等の結果（制度の実施運営や効果の検証に資する指標案を含む）等をまとめた調査研究報告書（A4版、概要版含む） ・こども誰でも通園制度の実施に関する好事例集 <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 地域支援係 03-6858-0078</p>

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-05</p>	<p>児童手当の評価手法に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和7年度に実施した、子ども・子育て支援調査研究事業「児童手当の使途に関する調査研究」における抜本的拡充による受給者の意識変化等に関するアンケート調査結果を踏まえ、児童手当制度の政策評価に当たり適切な評価手法の検討及び当該評価手法に基づく調査・分析を試行的に行うことを目的とする。</p> <p>なお、本調査は児童手当制度の適切な政策評価に資する情報等を得る手法について検討を行うものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 検討委員会の設置</p> <p>こども家庭庁成育環境課児童手当管理室と協議により決定した児童手当、その他子ども・子育て支援に知見のある有識者や政策評価等に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、児童手当の評価手法の検討を行う。</p> <p>また、アンケート調査結果等に係る報告書の作成にあたって、考察や諸課題等について意見を聴取する。</p> <p>II 調査研究</p> <p>Iにおいて検討された評価手法に基づき、検証に必要なデータ等を得ることを目的としてアンケート調査を行い、当該調査結果の分析を行う。</p> <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者（5000名程度）に対してアンケート調査を実施することを想定しているが、検討委員の助言を得てその調査対象者数や実施方法の妥当性を検討する。 ・必要に応じて、文献調査やヒアリングを行う。
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 検討会の資料及び議事録</p> <p>(2) 上記の検討会を踏まえた評価手法に基づきアンケート調査等を実施し調査結果をまとめ、考察や諸課題、提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>(3) 調査・分析に用いた電子データ一式</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 児童手当管理室 指導係 03-6861-0225</p>

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p style="text-align: center;">課題番号 特会1-06</p>	<p style="text-align: center;">放課後児童クラブにおける支援を要する子ども・家庭の実態把握及び 支援のあり方に関する調査研究</p>
<p style="text-align: center;">調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>放課後児童クラブは、利用ニーズの高まりから、その登録児童数は増加し続け、令和7年5月現在、約157万人の子どもが利用している。多くの子どもが利用する状況の中で、近年、不登校の子どもや、子どもによる暴力行為、または、保護者からの過度な要求等、従来想定していなかったような事例が発生している。このことについては、放課後児童対策パッケージ2026(令和7年12月26日子ども家庭庁・文部科学省)においても「放課後児童クラブにおいて、不登校の児童の利用や、利用児童による暴力行為等の支援困難事例が発生していることから、その実態を把握し、適切な支援に接続できるよう関係機関と連携した取組を検討する。」としている。</p> <p>支援困難な事例の背景には、複合的な課題や放課後児童クラブだけで解決できない課題もあり、専門的な支援機関につなぐことや、学校等の関係機関と連携して対応することが期待されている。</p> <p>本研究では、支援を要する子ども・家庭についての実態と、学校等の関係機関との連携による対応状況を把握する調査を行う。その調査結果を基に検証を行い、課題を整理し、分析することで、適切な支援のあり方を検討する。</p>
<p style="text-align: center;">想定される事業の 手法・内容</p>	<p>本調査研究課題で想定する調査手法などは、次の通りとする。</p> <p>① 放課後児童クラブを設置している全市町村ならびに抽出した放課後児童クラブ運営法人に対して調査票を送付し、支援を要する子ども・家庭（不登校の子ども、子どもによる暴力行為、保護者からの過度な要求（カスタマーハラスメント事案）等）の実態把握を行うとともに、対応状況、特に関係機関との連携状況に関する情報を収集すること。また、収集情報を集計・分析することにより、実態把握と今後の支援のあり方に関する検討を行うこと。</p> <p>② 予備調査や研究会の議論、調査票の回答内容から、合計5ヶ所（人）程度（自治体や運営法人、連携先の関係機関）を抽出し、支援を要する子ども・家庭への支援体制や対応内容に関するヒアリング調査を実施すること。</p> <p>③ ①②の内容を踏まえて、放課後児童クラブや市町村が支援を要する子ども・家庭に対応する際に必要となる情報を収集・分析し、放課後児童支援員等が関係機関等と連携するためのツール（アセスメントシート等）を検討、作成する。</p> <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、子ども家庭庁成育局成育環境課と適宜協議すること。</p>

求める成果物	(1) 上記①、②の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書 (2) 結果を簡潔にまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書概要版(A 4 版 4 頁) (3) 上記③に対応するツール (アセスメントシート等)。(電子媒体) (4) 調査・分析に用いたデータセット
担当課室・担当者	成育局成育環境課 児童健全育成専門官 03-6861-0303

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-07</p>	<p>学校等の公共施設を活用した放課後児童クラブにおけるこどもの生活環境に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>放課後児童対策パッケージ2026(令和7年12月26日こども家庭庁・文部科学省)では、2030年頃以降については、放課後児童クラブへのニーズは全国的に減少に転じるものと見込まれており、「こども達に豊かな体験を提供する観点及びこどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた、学校施設等の既存施設の活用を、より一層推進する。」と受け皿整備の方向性を示している。</p> <p>一方で、学校施設の活用が進んでいない市町村もあり、学校、放課後児童クラブ双方で、校内で放課後児童クラブを実施することについて懸念を感じていることが想定されるが、これを払拭するような情報提供が求められる。</p> <p>本研究では、学校等の公共施設を活用した放課後児童クラブの設備、生活空間等の実態調査を行う。特に、特別教室や普通教室の一時的活用（タイムシェア）により運営している放課後児童クラブの工夫等についても調査し、その結果を基に整理、分析し、こどもたちが過ごしやすい生活環境づくり等について検討する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>本調査研究課題で想定する調査手法などは、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放課後児童クラブを設置している全市町村に調査票を送付し、学校施設等（小学校、公民館等）を活用している放課後児童クラブの設備、生活空間、利用実態と空間の活用状況等についての情報を収集・集計・分析を行う。 ② また、①と同時に事業所（あるいは市町村）に対して調査票を送付し、小学校施設のタイムシェアの実態、特に活用にあたってのタイムシェアの運用方法、学校との取り決め内容、設備、環境づくりの工夫等について調査を行い、集計・分析を行う。 ③ 予備調査や研究会の議論、調査票の回答内容から、①②のテーマに合わせて合計3ヶ所程度の自治体を抽出し、学校等の公共施設を活用している放課後児童クラブ、運営団体、自治体を対象にヒアリング調査を実施すること。 ④ 現在、タイムシェアを実施していない自治体や小学校（1ヶ所程度）と連携し、研究会構成員や外部有識者（建築士や事業者）の意見徴収や監修等を経て、現場での教室活用の工夫等を試行する。 ⑤ ①～④を基に学校等を活用した放課後児童クラブの生活環境事例や、タイムシェア時の工夫等を盛り込んだ、視覚的に分かりやすい手引き等を検討、作成する。 <p>なお、本調査研究は、有識者や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、その構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係と適宜協議すること。</p>

求める成果物	(1) 上記①～④の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。 (2) 結果を簡潔にまとめた電子媒体及び紙媒体での報告書概要版(A 4 版 4 頁)。 (3) 上記⑤に対応する手引き等。(電子媒体) (4) 調査・分析に用いたデータセット。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 児童健全育成専門官 03-6861-0303

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p style="text-align: center;">課題番号 特会1-08</p>	<p style="text-align: center;">妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の効果的・効率的な実施体制の構築と相談支援環境の充実に向けた調査研究</p>
<p style="text-align: center;">調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>妊婦等包括相談支援事業は、妊婦・子育て家庭を対象に、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ重要な取組であり、この事業が各自治体において一定水準の支援を提供できるようガイドラインを策定している。令和7年度の調査研究においては本事業の充実を図るため、利用者アンケート調査票を作成して自治体に提供し、面談実施者のスキルアップのための研修動画等を作成し公表している。</p> <p>自治体においては、上記ガイドラインや利用者アンケート等を活用しつつ、地域の状況に応じて、すべての妊婦がより安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の取組を一層充実させる必要がある。自治体の規模や組織体制に応じた効果的な相談支援の仕組みを構築するとともに、デジタル技術も活用した効率的な取組など相談支援環境の充実を図ること、妊婦がより安心して相談に臨めるよう、相談支援の質の向上に資する取組が求められている。</p> <p>そのために、自治体の取組み事例等を分析し、効果的で効率的かつ質の向上に繋がる事例を全国の自治体に普及させていく必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 効果的・効率的かつ質の向上に繋がる調査分析</p> <p>1. オンライン等を活用した面談や相談の実施に関する事例調査</p> <p>これまで実施した調査研究によって得られた自治体の情報や全国の自治体が公表している情報等を活用し、デジタル技術を活用した面談等の実施など、効果的かつ効率的に実施している自治体を選定のうえ、その調査及び分析を行うこと。</p> <p>調査及び分析においては、例えば、里帰り中にオンライン面談を実施している事例や、夜間休日に相談ができない状況においてAIによる相談対応、外部委託による24時間相談可能な体制を構築している事例など、対象者にとっての有効性や自治体にとっての費用対効果、対象者及び自治体にとって効率的な実施方法を分析すること。</p> <p>また、その際に併せて、妊産婦に関する他の行政サービス（妊娠の届出時または母子健康手帳交付時の面談、妊産婦や新生児の訪問指導、妊婦健診、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等）と妊婦等包括相談支援事業の連携の在り方について、実施体制、対象者の情報共有等連携の実態を調査し、課題意識をヒアリングすること。</p> <p>自治体の選考においては、児童福祉法施行規則で定めた「出産前」または「妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時」及び「出産後」以外に随時実施している自治体を優先して選定することとした上で、人口規模、所在地域、実施内容に可能な範囲で偏りがないよう少なくとも10自治体程度を選定のうえ実施すること。</p>

	<p>2. 利用者アンケート調査結果の分析</p> <p>令和7年度の調査研究において作成した、伴走型相談支援の面談を受けた者への「利用者アンケート」の結果を集約及び内容の分析をすること。</p> <p>自治体を実施した利用者アンケートの収集方法については、こども家庭庁担当課と協議して進めるものとするが、各都道府県から少なくとも4市町村（政令市等大規模市・中核市・一般市・町村）から、実施しているアンケートの全部または半数以上を収集することを想定している。</p> <p>分析を行う観点として、伴走者のスキルアップ、面談等のクオリティアップ、相談体制の強化、効果的かつ効率的な実施に資するために作成、実施するアンケートであるため、その観点で分析を行うものとし、サンプルとして収集及び分析した結果を全国の自治体にフィードバックする前提で分析を行うこと。</p> <p>II 検討委員会の設置による外部有識者による検証</p> <p>Iの実施に当たっては、当該課題に知見のある有識者や専門家から意見を聴取するものとする。</p> <p>なお、検討委員会の設置及び実施にあたっては適宜こども家庭庁担当課と協議のうえ進めること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>Iに対応する以下の成果物を提出すること。様式は任意として電子媒体で提出すること。</p> <p>1. 調査結果に基づく事例集</p> <p>調査した自治体の取り組み事例を事例集として公表用にまとめること。様式任意とするが当庁が既に公表している事例集を参考に作成して電子媒体で提出すること。</p> <p>2. 報告書</p> <p>本研究事業の報告書を電子媒体で提出すること。</p> <p>報告書には、Iで調査分析した内容を踏まえた「妊婦等包括相談支援事業ガイドライン」の更新の提案内容を記載すること。また、IIで集約及び分析した結果を記載すること。</p> <p>なお、報告書の概要版として1～2ページにまとめたものを作成して電子媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 相談支援係 03-6861-0228</p>

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-09</p>	<p>子育て世帯訪問支援事業の質の向上に向けた研修カリキュラムの検討</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年度より創設された子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）については、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8項）に位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき市町村は計画的に整備することが求められており、また、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、虐待の未然防止に資する家庭支援事業の1つとして重要な事業であると位置づけられていることから、自治体において積極的な実施が求められている。また、日本成長戦略会議（令和7年12月24日）において、家事等の負担軽減として洗濯や掃除といった家事支援サービスの担い手について、国家資格を設けることを検討されていることから家事支援に係る注目度の高さが伺える。</p> <p>令和7年度6月の本事業の実施見込調査における実施見込市町村数は916自治体であり、全国の市区町村の52.6%と順当に普及してきたところである。これは令和6年度の本事業の調査研究で自治体や事業所が行う訪問支援員養成に活用できる研修動画を作成し、本事業の実施率の向上を図ってきた成果と言える。今後さらに事業を普及していくうえでの課題として、担い手の確保や、困難な家庭に介入するための質の向上等があげられる。そこで訪問支援員に対して、スーパーバイズによる訪問支援員の負担軽減や質を担保できる機会の確保といった継続的な支援が必要である。</p> <p>そこで、事業が運用される中で課題として見えてきたことを新たに訪問支援員に共有をする為に研修動画を追加で作成する。動画を通して自治体、事業者や支援員が継続的に知識の更新を行うことで、より現場に寄り添った支援が行われることを目指す。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り動画作成をすることを成果物とし、以下A、Bの内容で計2本作成すること。 A「訪問支援員が最新の事例や子育て支援の知識を習得するための研修」 B「マネジメント研修（訪問支援員のメンタルケア・スーパーバイズ等）」 ・動画作成のプロセスとして、自治体担当者や実施事業者を対象に意見交換会を自治体に赴いて対面で複数回行うこと。その際、現場での課題や工夫を共有できるワークショップを実施すること。得られた意見や課題は整理のうえ研修動画へ反映し、現場ニーズに合致した内容となるよう改善を図ること。また、ワークショップには、本事業に知見のある有識者や先進的に取り組んでいる自治体の職員等に同席いただき、助言等の場を設けること。 <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>

求める成果物	(1) 上記の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた報告書を電子媒体及び紙媒体で提出すること。 (2) 作成した研修動画について電子媒体で提出すること。 (3) 調査・分析に用いたデータセットを電子媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 家庭支援係 03-6861-0224

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-10</p>	<p>親子関係形成支援事業の実施状況と事業促進にむけた調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和6年度より創設された親子関係形成支援事業（以下「本事業」と言う。）については、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8項）に位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき市町村は計画的に整備することが求められており、また、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においても、虐待の未然防止に資する家庭支援事業の1つとして重要な事業であると位置づけられていることから、自治体において積極的な実施が求められている。</p> <p>他方、令和7年度6月実施見込調査における実施見込市町村数は307自治体であり、全国の市区町村数の19%未満と取組が進んでいない状況にある。その要因として、実施事業者が少なく、特に小規模自治体単独で担い手確保が困難であること、職員が資格取得しても異動等の理由からプログラムの継続の実施が困難なことがあげられる。また事業実施にあたっては、事業を必要とする親子への参加の促し方に課題が生じている。</p> <p>そこで先進的に事業を実施している自治体・事業者・保護者（事業を利用した保護者に感想などを伺うもの）に対してアンケート調査及びヒアリング調査等を通し、本事業の実態・事業実施の障壁及び事業実施による効果検証のあり方を詳らかにするとともに、市町村における効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスを取得し、課題を整理した上で、事業促進を促すことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>すでに事業を実施している自治体（未実施自治体も含む）及び事業者や事業を利用した保護者に対してアンケート調査等を行い、①事業実態②事業実施に際する障壁・課題③効果検証の在り方について分析・考察を行うとともに、④ポイント集（事業の実施事例や新規開始に当たっての留意点などのノウハウをまとめた物）を作成し周知する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) 上記①、②、③の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた報告書を電子媒体及び紙媒体で提出すること</p> <p>(2) ④について電子媒体で提出すること</p> <p>(3) 調査・分析に用いたデータセットを電子媒体で提出すること</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 家庭支援係 03-6861-0224</p>

令和8年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 特会1-11</p>	<p>産後ケア事業の体制整備及び指標に関する調査研究事業</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法の改正により法定事業化され、令和3年度から事業の実施が市町村の努力義務とされた。</p> <p>令和5年度には産後の心身の負担を軽減するため、産後ケアが必要な全ての者が利用できるよう、対象者を「心身の不調のある者」等から「産後ケアが必要な者」に改め、ユニバーサルなサービスであることを明確化した。同年度の「子ども未来戦略」においても、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれた。</p> <p>現在、産後ケア事業は令和6年度時点で9割弱の1,644市町村で実施されており、成育医療等基本方針に基づく評価指標として設定されている産後ケア事業の利用率は15.8%（令和5年度）となっている。</p> <p>令和6年度には、メンタルヘルスなど支援の必要性の高い利用者の受入れ加算を創設し、産後ケアの質の向上等を図るため、ケアの内容や安全に関する記載を追加するなど産後ケア事業ガイドラインの改定を行った。令和7年度においては、「地域子ども・子育て支援事業」として都道府県負担が導入され、きょうだいや生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算や宿泊型において、夜間に職員を2人以上配置した場合の加算を創設し、ケアの質の向上や安全対策の充実を図っているところである。</p> <p>産後ケア事業の体制整備については、令和5年度「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（以下、「事業者向け調査」という。）において、事業類型・施設の種類の種類、委託料、安全に関する体制・マニュアルの策定状況、EPDS9点以上の産婦の受入れ状況など、産後ケア事業実施者の実態調査が行われたところであるが、上記の背景を踏まえた、その後の産後ケア事業の実施状況の変化や体制整備状況を把握するとともに自治体で共通した事業の指標を設定し、経年的に分析し評価していく必要がある。</p> <p>本研究では、令和5年度事業者向け調査のその後の産後ケア実施体制整備の状況の調査及び自治体・国で活用可能な共通した事業評価の指標を検討することにより、課題の整理及び今後の必要な施策の評価を行う際の基礎データ等を収集することを目的とする。</p> <p>（参考）産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業（株式会社野村総合研究所）</p> <p>https://www.nri.com/jp/knowledge/report/20240410_5.html</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 産後ケア事業の事業評価のための指標の検討、調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業の評価指標については、成育医療等基本指針に基づく評価指標である利用率や、産後ケア事業ガイドラインにおいてアウトカム指標の例が記載されている（※）。この指標を活用している自治体もあるが、これ以外の指標を設定している自治体、評価を実施していない自治体もあり、

	<p>経年的な施策の評価が困難となっている。現行の指標を参考に、自治体が事業評価のためにデータを収集することができる短期的な評価指標、国が施策の評価を実施できる自治体のデータと整合性のとれた長期的な評価指標を3の検討委員会において、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討した評価指標について、自治体（市区町村・都道府県）、事業者にてデータ収集の調査を実施し、評価指標の収集に関する妥当性を検討する。事業者への調査については、2の調査項目に入れて実施する。自治体調査にあたっては、今後公表される令和7年度「産後ケア事業の実施に関する調査研究事業」（株式会社野村総合研究所）の調査結果等を参考にする。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※現行の成育医療等基本方針に基づく評価指標 指標名：産後ケア事業の利用率 算出方法：産後ケア事業を実施している市区町村から報告された産後ケア事業「宿泊型」、「デイサービス型・個別型」、「デイサービス型・集団型」、「訪問型」の利用実人数の合計／分娩件数 ※現在の産後ケア事業ガイドラインの評価指標 <p>○アウトカム指標（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業の認知度 産後ケア事業の利用率（利用実人数、延べ人数） 子育てに不安等を抱えている母親のうち産後ケアを利用した者の割合 産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合 妊娠・出産について満足している者の割合 この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 <p>2. 産後ケア事業者調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業者向け調査と同項目及び必要な項目を追加した調査を実施することにより、体制整備の進捗状況等を把握し課題を明らかにする。 <p>3. 有識者等による検討会の設置</p> <p>関係団体、有識者及び自治体の代表者（6～8名程度）から構成される検討会を設置し、1の事業評価の指標としての妥当性やデータの収集方法等、2の調査研究の企画や調査項目等について意見聴取をし、助言を求めることとする。事業を進めるにあたっては、必要に応じて検討会委員以外の有識者や自治体職員等に対してヒアリングを実施する。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局母子保健課と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記1～2の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた報告書の電子媒体（PDF及びWord、図表PowerPoint）。調査票・集計結果に係る電子データ（Excel、Word、PowerPoint）一式。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 母子保健指導専門官 03 - 6859 - 0041</p>